

高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県木材安定供給推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域材の競争力を高めることに加えて、製材工場等の供給力・体質強化を図るうえで不可欠な木材の安定供給のため、森林資源の循環利用を推進するとともに森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用や花粉の少ない森林への転換促進に取り組む別表第1に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、事業実施主体について補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、県税の納税証明書（全税目のもの）により県税の滞納がないことを証明する書類又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。）を提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、本人からの申立書を提出するものとする。

4 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、誓約書兼同意書により県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明しなければならない。

5 補助事業者は、補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合交付金交付等要綱、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補

助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運営を図ること。
- (5) 補助事業により設置した施設等については、転用制限期間（別表第3に定める期間をいう。以下同じ。）において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。この場合において、処分制限期間（林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）第17の2に規定する期間をいう。以下同じ。）内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が処分制限期間及び転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って、当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用又は天災地変その他やむを得ない事由のため、これにより難しい場合は、知事に協議することができること。
- (7) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間備え、保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した別記第2号様式による財産管理台帳を備え、かつ、必要な関係書類を保管しておかななければならないこと。この場合において、財産管理台帳は、実績報告書に添付し、報告すること。
- (8) 実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。
- (9) 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告において前条第2項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該補助金を県に返還しなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に当たって、事業実施主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による補助金変更・中止（廃止）承認申請書を1部提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更承認を必要とする場合は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- (1) 別表第1に掲げる事業種目の新設又は廃止
- (2) 施行箇所の変更
- (3) 補助金額の増額又は30パーセント以上の減額

(遂行状況報告)

第9条 規則第10条第1項の規定による補助事業等の遂行状況の報告の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに1部を提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに1部を提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、同条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により同条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該補助金を県に返還しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第14条ただし書の規定に基づく概算払の請求の様式は、別記第7号様式によるものとし、1部を知事に提出しなければならない。

(繰越承認の申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を正副2部提出し、知事の承認を受けなければならない。

(工期の延期)

第13条 補助事業者は、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第9号様式による工期延期届1部を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業及び補助事業者等に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に

基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄林業（振興）事務所長に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。ただし、令和3年度事業については、従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。ただし、令和5年度事業については、従前の例によるものとする。

別表第1（第2条、第3条、第8条関係）

メニュー		事業実施主体	事業種目	補助対象経費 採 択 基 準		補 助 率	
				区 分			
〇 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち、市町村、森林整備法人等及び知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）	間伐材の生産	人工林で行う不用木の除去（侵入竹を含む。） 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） 支障木やあばれ木等の伐倒造材、集材、搬出集積、積込、原木仕分け費、その他 附帯施設整備	1 本事業は、原則として、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。 ア 本事業を実施する森林が存在する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、本事業を実施する森林と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く。）。又は本事業を実施する森林が存在する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合は、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの イ アに該当しない場合は、事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。なお、本事業の交付申請後、事業完了までの間にアに掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、アと同様の取扱いとする。 2 1 施行地が0.1ha以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。	別表第4のとおり	
			関連条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	森林施業に着手する上で、直接必要となるもの	定額 19,500円/ha以内	
				森林作業道整備	1 間伐材の生産と一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとする。	定額 作業道開設総延長に対し1メートル当たり2,000円を上限とする。	
				鳥獣被害対策防止施設等の整備	間伐材の生産と一体的に実施する鳥獣害防止ネット等	別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の2分の1（1,000円未満切捨て）により算出した額以内。	
	2 路網の整備	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木安定供給計画の原木生産目標」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	作設 土工 路盤工 擁壁工（ふとんかご工） 法面保護工（種子吹付工） 排水施設工（横断排水工・洗越工） その他（その他） 補強 路体強化 法面強化 排水施設工 調査設計 現場技術業務委託費 その他	1 車道幅員、路肩、曲線半径、縦断勾配及び路盤について、原則として、知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たしたものとする。この場合において設計及び積算は、森林整備保全事業設計積算要領等によるものとする。 2 本体工事は、設計と分離して建設事業体（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。）に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない等の例外的な場合や、早期着手を可能とする観点から事業主体が自ら工事を実施する場合を除く。 3 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	高知県林業専用道（規格相当）及び森林作業道設計・技術審査会の審査の結果仕分けられた傾斜区分（15度未満：傾斜区分A、15度以上25度未満：傾斜区分B、25度以上：傾斜区分C）に応じて以下の補助率とする。 傾斜区分A 定額 32,000円/㎡以内 （1,000円未満切捨て） 傾斜区分B 定額 35,000円以内 （1,000円未満切捨て） 傾斜区分C 定額 38,000円/㎡以内 （1,000円未満切捨て）	
			関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等（林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	林業専用道（規格相当）整備に着手する上で、直接必要となるもの。	本表の「〇 1 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	
				森林作業道整備	作設 土工 擁壁工（ふとんかご工） 排水施設工（丸太積土留工） 排水施設工（横断排水工・洗越工） その他（その他） 補強 その他	1 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとする。 2 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	定額 作業道開設総延長に対し1メートル当たり2,000円を上限とする。 別表第3付表に規定する上限建設費の範囲内で、必要があると認められるものであること
				関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等（森林作業道整備と一体的に実施）	森林作業道整備に着手する上で、直接必要となるもの	本表の「〇 1 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木安定供給計画の原木生産目標」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	本表の「〇 1 体質強化・花粉削減」、「2 路網整備」の「林業専用道（規格相当）整備」に準ずる。	1 車道幅員、路肩、曲線半径、縦断勾配及び路盤について、原則として、知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たしたものとする。この場合において設計及び積算は、森林整備保全事業設計積算要領等によるものとする。 2 本体工事は、設計と分離して建設事業体（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。）に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない等の例外的な場合や、早期着手を可能とする観点から事業主体が自ら工事を実施する場合を除く。 3 知事が別に定める生産基盤強化区域内かつスギ人工林伐採重点区域で実施すること。	本表の「〇 1 体質強化・花粉削減」、「2 路網整備」の「林業専用道（規格相当）整備」に準ずる。	

				関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等(林業専用道(規格相当)整備と一体的に実施)	林業専用道(規格相当)整備に着手する上で、直接必要となるもの。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
				森林作業道整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	1 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとす。 2 知事が別に定める生産基盤強化区域内かつスギ人工林伐採重点区域で実施すること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網整備」の「森林作業道整備」に準ずる。
				関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等(森林作業道整備と一体的に実施)	森林作業道整備に着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
0 2 循環成長	1 間伐材生産	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	間伐材の生産	人工林で行う不用木の除去(埋入竹を含む。)	1 森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合は、当該計画に基づいて行うこと。 2 森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 4 知事が別に定める生産基盤強化区域内又は市町村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施業区域内で実施すること。	1 森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合は、当該計画に基づいて行うこと。 2 森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 4 知事が別に定める生産基盤強化区域内又は市町村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施業区域内で実施すること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			関連条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			森林作業道整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。ただし、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
	2 路網の整備	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	鳥獣被害対策防止施設等の整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価(間接費含む。)の2分の1(1,000円未満切捨て)により算出した額以内。
			林業専用道(規格相当)整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	1 知事が別に定める生産基盤強化区域又は市長村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施業区域内において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐等が計画されていること。 2 林業専用道(規格相当) ア 知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすことが難しい場合には、知事に協議すること。 イ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。
			関連条件整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			森林作業道整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。
			関連条件整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			関連条件整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
	3 低コスト再造林対策	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	一貫作業システム	主伐との一貫作業による人工造林(末木枝条等の搬出(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。)、地格え及び植栽(苗木代及び苗木運搬)の実施に要する経費とし、伐倒及び幹の搬出集積の経費は含まない。)	1 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合(当該届出を要しない場合を含む。)には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。 2 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。 4 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 5 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。 6 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象としている樹種(経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。)とする。 7 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	1 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合(当該届出を要しない場合を含む。)には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。 2 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。 4 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 5 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。 6 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象としている樹種(経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。)とする。 7 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	実行経費の3分の2(最大85万円/ha)、に、「高知県造林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額(千円未満切捨て)。
			低コスト造林	大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林の実施に要する経費(地格え及び植栽(苗木代及び苗木運搬を含む。))	1 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合(当該届出を要しない場合を含む。)には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。 2 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 4 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。 5 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象としている樹種(経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。)とする。	1 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合(当該届出を要しない場合を含む。)には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。 2 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 4 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。 5 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象としている樹種(経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。)とする。	実行経費の3分の2(最大578,000円/ha)、に、「高知県造林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額(千円未満切捨て)。 ただし、実行経費が1ヘクタールあたりの標準単価(上限867,000円を超える場合、2分の1(千円未満切捨て)、上限433,000円/ha(間接費除く。))とする。

			下刈り	2 齢級以下の林分で行う下刈り	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準じ、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	実行経費の3分の2（上限124,000円/ha）に「高知県造林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額（千円未満切捨て）。
						同一施行地における3回までの下刈りを条件とする。
			機械器具の整備	①苗木運搬用のドローンや架線（清草等の附属機械器具含む） ②植栽に要するディンプルや電動植穴機 ③下刈りに要する機械器具（刈払機を除く） ④施行地管理用のドローン（ソフトウェア等の付属機械含む） ⑤その他（知事が認める機械器具）	本表の「0 2 循環成長」、「3 低コスト再造林対策」の一貫作業システム、低コスト造林及び下刈りの実施に必要な機械器具の整備に要する経費（購入又は賃借料、それらの運送料等）	補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。 補助率が実行経費の3分の2の場合、上限666,000円（千円未満切捨て）。
						補助率が2分の1の場合、上限50万円（千円未満切捨て）。
			関連条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材の生産」の「関連条件整備」に準ずる。ただし、次のア及びイについては、1施行地につき1度までとする。 ア 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結に係る同意の取り付けのために要する経費 イ 再造林経費の拠出を目的とした基金の造成及び運営に要する経費	補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。 補助率が実行経費の3分の2の場合、上限26,000円/ha（千円未満切捨て）。
				森林作業道整備	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。ただし、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。 補助率が実行経費の3分の2の場合、上限2,600円/㎡（千円未満切捨て）。
						補助率が2分の1の場合、上限2,000円/㎡（千円未満切捨て）。
				鳥獣害対策防止施設等の整備	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。 補助率が実行経費の3分の2の場合は、別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の3分の2（千円未満切捨て）により算出した額以内。
						補助率が実行経費の2分の1の場合は、別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の2分の1（千円未満切捨て）により算出した額以内。

※表中補助対象経費の区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施設のうち、知事が特に認めるものをいう。

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3 (第5条関係)

施 設 等		転 用 制 限 基 準	
		転 用 制 限 期 間	交 付 金 返 還 範 囲 内 容
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	1 当該林地又は当該施設について、その全部が転用されたとき（事業実施箇所を売り渡し、譲渡し、貸借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）又は事業実施箇所の全部の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。） 全 部
			2 当該林地又は当該施設について、その一部が転用されたとき（事業実施箇所を売り渡し、譲渡し、貸借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）又は事業実施箇所の一部の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。） 一 部
	2 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	1 当該林業専用道（規格相当）又は当該森林作業道について、その全部が転用、若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難となったとき。 全 部
			2 当該林業専用道（規格相当）又は当該森林作業道について、その一部が転用、若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難となったとき。 一 部
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の1に準ずる。
			本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の2に準ずる。
0 2 循環成長	1 間伐材生産	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。
			本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。
	2 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の1に準ずる。
			本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の2に準ずる。
	3 低コスト再造林	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。
			本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。

付表	
上限事業費	0 2 循環成長 1 低コスト再造林 （ア） 森林の調査等 1 施行地につき・・・・・・・・・・1ヘクタール当たり39,000円 ※間接費を除く （イ） 森林作業道 1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり4,000円 ※間接費を除く

別表第 4

間伐材の生産（定額単価）

単位：円/ha当たり以内

		搬出材積区分	間接費率									
			0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価		10m3以上30m3未満	169, 000	174, 000	186, 000	191, 000	200, 000	205, 000	210, 000	222, 000	227, 000	235, 000
		30m3以上50m3未満	241, 000	248, 000	265, 000	272, 000	285, 000	292, 000	299, 000	316, 000	323, 000	335, 000
		50m3以上70m5未満	381, 000	392, 000	418, 000	431, 000	449, 000	461, 000	472, 000	499, 000	510, 000	529, 000
		70m3以上	513, 000	528, 000	564, 000	580, 000	605, 000	621, 000	636, 000	672, 000	687, 000	713, 000
定額単価 の財源内訳	国費	10m3以上30m3未満	169, 000	174, 000	186, 000	191, 000	200, 000	205, 000	210, 000	222, 000	227, 000	235, 000
		30m3以上50m3未満	241, 000	248, 000	265, 000	272, 000	285, 000	292, 000	299, 000	316, 000	323, 000	335, 000
		50m3以上70m5未満	313, 000	322, 000	344, 000	354, 000	369, 000	379, 000	388, 000	410, 000	419, 000	435, 000
		70m3以上	377, 000	388, 000	415, 000	426, 000	445, 000	456, 000	468, 000	494, 000	505, 000	524, 000
	県費	10m3以上30m3未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		30m3以上50m3未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		50m3以上70m5未満	68, 000	70, 000	74, 000	77, 000	80, 000	82, 000	84, 000	89, 000	91, 000	94, 000
		70m3以上	136, 000	140, 000	149, 000	154, 000	160, 000	165, 000	168, 000	178, 000	182, 000	189, 000

注1) 上記の定額単価には間接費を含む。

注2) 搬出材積区分と間接費率の交点にある定額単価を適用するものとする。

別記
第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の交付事業者
にあつては、住所も記入し
てください。）
（生年月日）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金交付申請書

令和 年度において別添のとおり事業を実施したいので、高知県木材安定供給推進事業
費補助金交付要綱第4条第1項の規定により補助金 円を交付されたく申請しま
す。

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分
(1) 総括

事業区分 (メニュー)及び 事業種目		総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	円	円	円	円	
	間伐材の生産					
	関連条件整備 (森林調査等)					
	関連条件整備 (森林作業道整備)					
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)					
	(計)					
	2 路網の整備					
	林業専用道 (規格相当)整備					
	関連条件整備					
	森林作業道整備					
	関連条件整備					
	(計)					
	3 スギ人工林伐採重点区域における 路網の整備					
	林業専用道 (規格相当)整備					
	関連条件整備					
	森林作業道整備					
	関連条件整備					
	(計)					
0 2 循環成長	1 間伐材生産					
	間伐材の生産					
	関連条件整備 (森林調査等)					
	関連条件整備 (森林作業道整備)					
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)					
	(計)					
	2 路網の整備					
	林業専用道 (規格相当)整備					
	関連条件整備					
	森林作業道整備					
	関連条件整備					
	(計)					
	3 低コスト再造林対策					
	一貫作業システム					
	低コスト造林					
	下刈り					
	機械器具の整備					
	関連条件整備 (森林調査等)					
	関連条件整備 (森林作業道整備)					
	関連条件整備 (鳥獣害防止施設等整備)					
	(計)					
(総計)						

(注) 該当のメニュー以外は省略してください。

(2) 事業計画

事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主 体 名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備 考
								県補助金	市町村費	その他	着手	完成	
								(A)	(B)	(C)	(予定) 年月日	(予定) 年月日	
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	間伐材の生産					円	円	円	円			
		関連条件整備 (森林調査等)											
		関連条件整備 (森林作業道整備)											
		関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)											
		(計)											
	2 路網の整備	林業専用道 (規格相当)整備 (関連条件整備を含む。)											
		森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)											
		(計)											
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	林業専用道 (規格相当)整備											
		関連条件整備											
		森林作業道整備											
		関連条件整備											
		(計)											
0 2 循環成長	1 間伐材生産	間伐材の生産											
		関連条件整備 (森林調査等)											
		関連条件整備 (森林作業道整備)											
		関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)											
		(計)											
	2 路網の整備	林業専用道 (規格相当)整備 (関連条件整備を含む。)											
		森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)											
		(計)											
	3 低コスト再造林対策	一貫作業システム											
		低コスト造林											
		下刈り											
		機械器具の整備											
		関連条件整備 (森林調査等)											
		関連条件整備 (森林作業道整備)											
		関連条件整備 (鳥獣被害防止施設等整備)											
		(計)											

(注) 1 間伐材生産については、箇所ごとに、路網の整備については、路線ごとに、それぞれ記入してください。
2 「施行箇所名」欄は、路網の整備については、路線名を記入してください。
3 該当のメニュー以外は省略してください。

3 事業完成（予定）年月日

4 収支予算

(1) 収 入

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
市町村負担金		
その他負担金		
計		

(2) 支 出

区 分	予 算 額	備 考
計		

5 添付書類

- (1) 補助金の交付に関して市町村が定める要綱等（市町村が実施主体の場合のみ）
- (2) 施行箇所及び区域を記した図面（5万分の1及び5,000分の1の施業図）
- (3) 補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、別紙1を添付
- (4) 県税事務所が発行する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。）
- (5) 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書（別紙2又は別紙3）
ただし、補助事業の変更の場合は、（4）及び（5）を省略することができる。
- (6) 環境負荷低減チェックシート（別紙4又は別紙5）

第2号様式（第5条関係）

財産管理台帳

市町村名	事業実施主体	施 行 箇所名	構造規格 又は規模	数量	単価	取得金額	補助金額 (国費相当額)	処分制限期間		処分の状況			備 考
								耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	補金返還額	
					円	円	円						

- （注） 1 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記入し、「備考」欄に施行期間を記入してください。
- 2 「補助金額」欄は、第5号様式の3の（3）による収支精算県補助金額の国費相当分を括弧書きで記入し、当該施設の処分等に当たって国費の返還を必要とする場合は、当該国費相当額により返還額を算定してください。

第3号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の補助事業者にあつては、
住所も記入してください。）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金変更・中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注） 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式に変更前（上段）及び変更後の欄を設け、変更前と変更後との内容が対比することができるように作成してください。
ただし、当該変更事項が補助金交付申請書の様式中2の(2)「事業計画」の表中で、「区分」欄の対比にとどまる場合は、「事業計画」以外の様式を省略することができます。

3 添付書類

変更実施設計書

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の補助事業者にあつては、住所も記入してください。）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、別添のとおり報告します。

(令和 年 月 日現在)

事業区分 (メニュー)及び 事業種目		区 分	事業実施 主 体	施行箇所 (路線名)	計画		出来高		進捗率 (B)/(A)
					事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
0 1 体質強 化・花粉削減	1 間伐材生産								
	間伐材の生産								
	関連条件整備 (森林調査等)								
	関連条件整備 (森林作業道整備)								
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)								
	(計)								
	2 路網の整備								
	林業専用道 (規格相当)整備								
	関連条件整備								
	森林作業道整備								
	関連条件整備								
	(計)								
	3 スギ人工林伐採重点区域に おける路網の整備								
	林業専用道 (規格相当)整備								
	関連条件整備								
	森林作業道整備								
	関連条件整備								
	(計)								
0 2 循環成 長	1 間伐材生産								
	間伐材の生産								
	関連条件整備 (森林調査等)								
	関連条件整備 (森林作業道整備)								
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)								
	(計)								
	2 路網の整備								
	林業専用道 (規格相当)整備								
	関連条件整備								
	森林作業道整備								
	関連条件整備								
	(計)								
	3 低コスト再造林対策								
	一貫作業システム								
	低コスト造林								
	下刈り								
	機械器具の整備								
	関連条件整備 (森林調査等)								
	関連条件整備 (森林作業道整備)								
	関連条件整備 (鳥獣害防止施設等整備)								
	(計)								
(総計)									

(注) 該当のメニュー以外は省略してください。

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の補助事業者にあつては、住所
も記入してください。）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更の決定通知）がありました事業について、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により、その実績を別添のとおり報告します。

1 補助事業の成績
(1) 総括

区分 (メニュー及び 事業種目)	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	円	円	円	円
	間伐材の生産				
	関連条件整備 (森林調査等)				
	関連条件整備 (森林作業道整備)				
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)				
	(計)				
	2 路網の整備				
	林業専用道 (規格相当)整備				
	関連条件整備				
	森林作業道整備				
	関連条件整備				
	(計)				
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備				
	林業専用道 (規格相当)整備				
	関連条件整備				
	森林作業道整備				
	関連条件整備				
	(計)				
0 2 循環成長	1 間伐材生産				
	間伐材の生産				
	関連条件整備 (森林調査等)				
	関連条件整備 (森林作業道整備)				
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)				
	(計)				
	2 路網の整備				
	林業専用道 (規格相当)整備				
	関連条件整備				
	森林作業道整備				
	関連条件整備				
	(計)				
	3 低コスト再造林対策				
	一貫作業システム				
	低コスト造林				
	下刈り				
	機械器具の整備				
	関連条件整備 (森林調査等)				
	関連条件整備 (森林作業道整備)				
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設等整備)				
	(計)				
(総計)					

(注) 該当のメニュー以外は省略してください。

(2) 事業実績

事業区分 (メニュー)		事業種目	事業実施 主 体 名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備考
									県補助金	市町村費	その他	着手	完成	
									(A)	(B)	(C)	年月日	年月日	
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	間伐材の生産						円	円	円	円			
		関連条件整備 (森林調査等)												
		関連条件整備 (森林作業道整備)												
		関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)												
		(計)												
	2 路網の整備	林業専用道 (規格相当)整備 (関連条件整備を含む。)												
		森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)												
		(計)												
	3 スギ人工林伐採重点区域 における路網の整備	林業専用道 (規格相当)整備 (関連条件整備を含む。)												
		森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)												
		(計)												
0 2 循環成長	1 間伐材生産	間伐材の生産												
		関連条件整備 (森林調査等)												
		関連条件整備 (森林作業道整備)												
		関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)												
		(計)												
	2 路網の整備	林業専用道 (規格相当)整備 (関連条件整備を含む。)												
		森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)												
		(計)												
	3 低コスト再造林対策	一貫作業システム												
		低コスト造林												
		下刈り												
		機械器具の整備												
		関連条件整備 (森林調査等)												
		関連条件整備 (森林作業道整備)												
		関連条件整備 (鳥獣害防止施設等整備)												
		(計)												

(注) 1 間伐材生産については、箇所ごとに、路網の整備については、路線ごとに、それぞれ記入してください。
2 「施行箇所名」欄は、路網の整備については、路線名を記入してください。
3 該当のメニュー以外は省略してください。

2 事業完成年月日

3 収支精算

(1) 収 入

区 分	予算額	精算額	差引き増減	備 考
県補助金	円	円	円	
市町村費				
その他負担金				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書（重要変更を含む。）に記入したとおりとしてください。

(2) 支 出

	区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引き増減 (C)	備 考
O 1 体質強化・花粉 削減	1 間伐材生産	円	円	円	
	間伐材の生産				
	関連条件整備 (森林調査等)				
	関連条件整備 (森林作業道整備)				
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)				
	2 路網の整備				
	林業専用道 (規格相当)整備				
	関連条件整備				
	森林作業道整備				
	関連条件整備				
	3 スギ人工林伐採重点区域における路 網の整備				
	林業専用道 (規格相当)整備				
	関連条件整備				
	森林作業道整備				
	関連条件整備				
O 2 循環成長	1 間伐材生産				
	間伐材の生産				
	関連条件整備 (森林調査等)				
	関連条件整備 (森林作業道整備)				
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)				
	2 路網の整備				
	林業専用道 (規格相当)整備				
	関連条件整備				
	森林作業道整備				
	関連条件整備				
	3 低コスト再造林対策				
	一貫作業システム				
	低コスト造林				
	下刈り				
	機械器具の整備				
	関連条件整備 (森林調査等)				
	関連条件整備 (森林作業道整備)				
	関連条件整備 (鳥獣害防止施設等整備)				
	計				

(注) 1 事業における区分は、別表第1の事業種目を記入してください。

2 該当のメニュー以外は省略してください。

(3) 収支精算

区 分		県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県 補助金額	既 受 領 県補助金額	差引き県補助金 未受額(返還)額
0 1 体質強化・花粉 削減	1 間伐材生産						
	間伐材の生産						
	関連条件整備 (森林調査等)						
	関連条件整備 (森林作業道整備)						
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)						
	2 路網の整備						
	林業専用道 (規格相当)整備						
	関連条件整備						
	森林作業道整備						
	関連条件整備						
	3 スギ人工林伐採重点区域における路 網の整備						
	林業専用道 (規格相当)整備						
	関連条件整備						
	森林作業道整備						
	関連条件整備						
0 2 循環成長	1 間伐材生産						
	間伐材の生産						
	関連条件整備 (森林調査等)						
	関連条件整備 (森林作業道整備)						
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)						
	2 路網の整備						
	林業専用道 (規格相当)整備						
	関連条件整備						
	森林作業道整備						
	関連条件整備						
	3 低コスト再造林対策						
	一貫作業システム						
	低コスト造林						
	下刈り						
	機械器具の整備						
	関連条件整備 (森林調査等)						
	関連条件整備 (森林作業道整備)						
	関連条件整備 (鳥獣被害防止施設等整備)						
	計						

(注) 1 事業における区分は、別表第1の事業種目を記入してください。
2 該当のメニュー以外は省略してください。

4 添付書類

- (1) 出来高設計書
- (2) 別記第1号様式の5の(3)に同じ。
- (3) 事業実施箇所別表(別紙6)
- (4) 低コスト再造林対策事業費積算書(別紙7)

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の補助事業者にあつては、
住所も記入してください。）

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました高
知県木材安定供給推進事業費補助金について、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱
第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------|---|---|
| 1 | 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
- （1）別紙1
（2）（1）のほか参考資料

第 令和 年 月 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の補助事業者にあつては、
住所も記入してください。）

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（又は変更交付の決定通知）がありました令
和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金について、第 四半期分として下記により金 円を高知
県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により概算払によって交付されたく請求します。

記

1 補助事業の内容

区 分 (メニュー)		事 業 費	補 助 金 交付決定額 (A)	既 受 領 補助金額 (B)	今回請求額 (C)	月 日 ま で の 高 出 来	補助金残額 (A)-(B)-(C)	備 考
		円	円	円	円	%	円	

- (注) 1 「区分」欄は、別記第 1 号様式の 2 の(1)に準じて記入してください。
2 別記第 3 号様式に準じた遂行状況報告書（第 1 四半期から第 3 四半期までにおいては
該当半期の末日、第 4 四半期にあつては該当する月日現在）を添えてください。
3 予定出来高のパーセントは、遂行状況報告書と一致させてください。
4 別紙 4 の事業実施箇所別表を添えてください。

2 振込先

金融機関名	口座番号	備 考

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者

（市町村以外の補助事業者にあつては、
住所も記入してください。）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定通知）がありました事業について、別紙理由書に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 1のうち交付金額 | 円（国費 円） |
| 3 | 令和 年度 事業変更計画書 | 別紙のとおり |
| 4 | 令和 年度 事業支出決算見込書 | 別紙のとおり |
| 5 | 繰越理由書 | 別紙のとおり |
| 6 | 繰越事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 7 | 添付書類 | |

- （注） 1 交付金額は、国費及び県費の合計額とし、国費を括弧書きとしてください。
- 2 添付書類
- （1）該施設の付近見取図
 - （2）変更比較工程表
 - （3）位置図（管内図に記入してください。）
 - （4）その他（繰越理由を確認することができる資料）
 - （5）請負施行の場合は請負契約書（写し）

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区 分			総事業費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
				県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
事業費	0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産					
		間伐材の生産					
		関連条件整備 (森林調査等)					
		関連条件整備 (森林作業道整備)					
		関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)					
		小計					
		2 路網の整備					
		林業専用道 (規格相当)整備 (関連条件整備を含む。)					
		森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)					
		小計					
		3 スギ人工林伐採重点区域における路網 の整備					
		林業専用道 (規格相当)整備 (関連条件整備を含む。)					
		森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)					
		小計					
事業費	0 2 循環成長	1 間伐材生産					
		間伐材の生産					
		関連条件整備 (森林調査等)					
		関連条件整備 (森林作業道整備)					
		関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)					
		小計					
		2 路網の整備					
		林業専用道 (規格相当)整備					
		関連条件整備					
		森林作業道整備					
		関連条件整備					
		小計					
		3 低コスト再造林対策					
		一貫作業システム					
		低コスト造林					
		下刈り					
		機械器具の整備					
		関連条件整備 (森林調査等)					
		関連条件整備 (森林作業道整備)					
		関連条件整備 (鳥獣害防止施設等整備)					
		小計					
計							

- (注) 1 「事業費」欄の事業費は、消費税額を含めた額を記入してください。
2 「備考」欄は、消費税仕入控除税額がある場合に消費税額を記入してください。
3 該当のメニュー以外は省略してください。

(2) 事業費

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

事業区分		事業種目	市町村	事業実施 主 体 名	施 行 箇所名 (路線名)	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
										県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手予定 年月日	しゅん工 予定 年月日	
総 計															

(注)

- 「事業区分」欄は、別表第1のメニューから記入してください。
- 「事業種目」及び「区分」欄は、別表第1により記入し、事業種目ごとに事業量及び事業費を記入してください。ただし、間伐材生産は箇所別に記入し、路網の整備は、路線ごとに「施行箇所名」欄に路線名を記入し、各欄とも路線ごとに記入してください。
- 「構造規格又は規模」欄は、路線ごとに幅員を記入してください。
- 「工期」欄は、別表第1に掲げる区分ごとに記入してください。ただし、路網の整備にあつては、路線ごとに記入してください。
- 消費税仕入控除税額がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記載するとともに、別紙を設け、記入してください。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 収支予算

(1) 収 入

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金	円	
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きしないでください。

(2) 支 出

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費	円	
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きしないでください。

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者名

印

令和 年度 事業支出決算見込み書

[illegible]

繰越理由書

事 項	事 業 概 要	当 初 計 画	事 由

變更比較工定表

变更前



変更後

[illegible]

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の交付事業者にあつては、
住所も記入してください。）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金工期延期届

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定通知）がありました令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金事業について、別紙理由書に記載した理由により、事業の予定期間内に完了が困難になりましたので、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり事業完了予定期間の延期を届け出ます。

記

- | | |
|---------------|----------|
| 1 繰越事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2 変更事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3 完了期日延期理由書 | 別紙のとおり |
| 4 工程表 | 別紙のとおり |
| 5 位置図 | 別紙のとおり |

完了期日延期理由書

事 項	事 業 概 要	当 初 計 画	事 由

變更比較工定表

变更前



変更後

[illegible]

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

区 分 (メニュー)	事業実施主体名	事業費	県補助金	課税方式	消費税仕入控除税額 及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	消費税仕入控除税額 (A) × (B)	消費税 確 定 未確定	備 考
					円	%	円		
合 計									

- (注) 1 当該補助金の事業実施主体（消費税法第 9 条第 1 項の規定に該当する事業者若しくは同法第37条第 1 項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（同法第60条第 4 項に該当する地方公共団体又は法人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 「課税方式」欄は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第 9 条第 1 項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、同法第37条第 1 項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 3 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 4 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に県補助率を乗じて得た金額を記入してください。
- 5 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第 9 条第 1 項の規定に該当する場合、消費税法第37条第 1 項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合は「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記入してください。

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。
- 2 私は、高知県木材安定供給推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意し、また、誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

所在地

（代表者）職・氏名（自署）

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。
- 2 私は、高知県木材安定供給推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について〇〇市＜町村＞に提供することに同意します。
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

所在地

（代表者）職・氏名（自署）

別紙 4

環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) ☐	報告時(しました) ☐

	チェック	(1)適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合(該当しない ☐)
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2)適正な防除 ※ 農薬を使用する場合(該当しない ☐)
③	☐	農薬の適正な使用・保管
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3)エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4)悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない ☐)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める

	チェック	(7)環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(1)、(2)又は(4)の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

別紙 5

環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) ☐	報告時(しました) ☐

	チェック	(1) エネルギーの節減
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	(2) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない ☐)
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(3) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	☐	資源の再利用を検討

	チェック	(4) 生物多様性への悪影響の防止
⑦	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない ☐)
⑧	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合(該当しない ☐)

	チェック	(5) 環境関係法令の遵守等
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	☐	関係法令の遵守
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	☐	機械等の適切な整備と管理に努める(該当しない ☐)
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(2)、(4)の⑦若しくは⑧又は(5)の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

別紙 6
事業実施箇所別表

0 1 体質強化・花粉削減 1 間伐材生産

事業実施主体	番号	森 林 の 所 在 地				森林所有者	森 林 の 現 況				間 伐 材 の 流 通				備考
		市町村	大字	字	地番		面積 (ha)	樹種	林齢	森林機能区分	搬出材積	A・B材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	C材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	D材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	
												森連〇〇共販所 〇〇m ³			
合 計															

(注) 1 面積は、小数点以下2位まで記入してください。
2 事業実施箇所を記入した施業実施図（5,000分の1の森林計画図及び実測図）を添えてください。
3 森林機能区分については、市町村森林整備計画のエリア区分より略称番号（①水源涵養機能、②災害の防止及び土壌の保全機能、③快適環境形成機能、④保健文化機能、⑤木材生産機能の別）を記入してください。※重複エリア箇所につきましては、全て記入してください。
4 間伐材の流通欄は、上段に「搬入施設の名称」下段に「材積」を記入してください。
5 チップ等換算率は1.2とします（1トン当たり1.2m³）。

0 1 体質強化・花粉削減 2 路網の整備

(単位：m、円)

事業実施主体	事業種目	路線名	林小班	全幅員	開設延長 ①	単価 ②÷①	事業費(実行経費) ②	補助金の交付額	備考
	林業専用道 (規格相当)整備								
	小計								
	森林作業道整備								
	小計								
	合計								

(注) 1 事業種目別及び路線ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した施業実施図(5,000分の1の森林計画図)を添えてください。

0 1 体質強化・花粉削減 3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備

(単位：m、円)

事業実施主体	事業種目	路線名	林小班	全幅員	開設延長 ①	単価 ②÷①	事業費(実行経費) ②	補助金の交付額	備考
	林業専用道 (規格相当)整備								
	小計								
	森林作業道整備								
	小計								
	合計								

(注) 1 事業種目別及び路線ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した施業実施図(5,000分の1の森林計画図)を添えてください。

02 循環成長 1 間伐材生産

事業実施主体	番号	森 林 の 所 在 地				森林所有者	森 林 の 現 況				間 伐 材 の 流 通				備考
		市町村	大字	字	地番		面積	樹種	林齢	生産基盤	搬出材積	A・B材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	C材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	D材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	
												森連〇〇共販所 〇〇m ³			
合 計															

(注) 1 面積は、小数点以下2位まで記入してください。
2 事業実施箇所を記入した施業実施図(5,000分の1の森林計画図及び実測図)を添えてください。
3 間伐材の流通欄は、上段に「搬入施設の名称」下段に「材積」を記入してください。
4 チップ等換算率は1.2とします(1トン当たり1.2m³)。

0 2 循環成長 2 路網の整備

(単位：m、円)

事業実施主体	事業種目	路線名	林小班	全幅員	開設延長 ①	単価 ②÷①	事業費(実行経費) ②	補助金の交付額	備考
	林業専用道 (規格相当)整備								
	小計								
	森林作業道整備								
	小計								
合計									

(注) 1 事業種目別及び路線ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した施業実施図(5,000分の1の森林計画図)を添えてください。

事業実施主体	番号	森 林 の 所 在 地				森林所有者	森 林 の 現 況				集材				植栽			下刈り	備考
		市町村	大字	字	地番		面積 (ha)	樹種	林齢	生産基盤 強化区域名	実施主体	集材	材積	末木枝条伐採	実施主体	苗木	地拵の有無	実施主体	
												上段：集材方法 下段：主なシステム	上段：伐採材積 下段：うち枝条分材積	上段：搬出施設名 下段：搬出材積		上段：苗木の種類 下段：植栽本数			
														森連〇〇共販所 〇〇m ³					
合 計																			

(注) 1 面積は、小数点以下2位まで記入してください。
2 事業実施箇所を記入した事業実施図（5,000分の1の森林計画図及び実測図）を添えてください。
3 集材方法には略称番号①全木集材、②全幹集材を記入してください
主なシステムには略称番号①架線、②簡易架線、③車両を記入してください。
4 苗木の種類は裸苗、コンテナ苗を記入してください。
5 間伐材の流通欄は、上段に「搬入施設の名称」下段に「材積」を記入してください。
6 チップ等換算率は1.2とします（1トン当たり1.2m³）。

別紙7
低コスト再造林対策事業費積算書

1. 実行経費
(1)集材 単位:m3、円

①集材経費		② ①のうち末木枝条分	
a事業量	①事業費 (実行経費)	b事業量	②事業費 (実行経費)

(ア)枝条等の重量(t)による事業量については、容量(m3、少数以下切捨て整数止め)に換算して算出してください。
(イ)(ア)により算出する容量は、少数以下切捨てにより整数止めとしてください。
(ウ)②の事業費は①×b/a(円未満切捨て)により算出してください。

(2)地植え・再造林 単位:ha、円

a事業量(面積)	事業費 (実行経費)	施 業 区 分				
		地植え	樹種	苗木種	植栽本数 ha当たり植栽本数	単価区分

(ア)事業量は植え付け面積を記載してください。
(イ)施業区分の地植えは地植えの有り・なしを記載してください。
(ウ)施業区分の樹種は、植栽する苗木の樹種を記載してください。
(エ)施業区分の苗木種は、普通苗、コンテナ苗の別を記載してください。
(オ)施業区分の植栽本数は、上段に全植栽本数、下段にha当たりの植栽本数を記載してください。
(カ)施業区分の単価区分は、上段に消費税区分(受託、請負、本則課税)、下段に高知県造林事業査定要領の7間接費等により算出される間接費率を記載してください。

(3)関連条件整備(鳥獣被害対策防止施設) 単位:m、ha、円

a事業量 (延長、面積)	事業費 (実行経費)	施 業 区 分			
		ネット		チューブ	単価区分
		ネット区分	支柱間隔	設置本数 ha当たり設置本数	

(ア)事業量欄は、ネットは設置延長を、チューブは設置面積を記載してください。
(イ)施業区分のネットのネット区分欄は下記4区分から記載してください。
A:補助ネット一体型、高さ1.8m～2.0m未満、網目100mm以下
B:補助ネット一体型、高さ2.0m以上、網目100mm以下
C:補助ネット分離型、高さ1.8m～2.0m未満、網目100mm以下
D:補助ネット分離型、高さ2.0m以上、網目100mm以下
(ウ)施業区分のネットの支柱間隔欄は、3m以下、3m超～4m以下、4m超から記載してください。
(エ)施業区分のチューブの設置本数は、上段に設置本数計を、下段にha当たりの設置本数1, 500本/ha以上2000本/ha未満、2000本/ha以上を記載してください。
(オ)施業区分の単価区分は、上段に消費税区分(受託、請負、本則課税)、下段に高知県造林事業査定要領の7間接費等により算出される間接費率を記載してください。

2. 事業費、補助金(相当)額集計 単位:円

区分	集材(末木枝条)	地植え・再造林	関連条件整備 (鳥獣被害対策防止施設)	計
事業費(実行経費)				
補助金(相当)額				

(ア)補助金(相当)額の集材(末木枝条)、地植え・再造林の内訳は実行経費より案分して記載してください。